

## 第10次 北海道職業能力開発計画について【概要】

### 1 計画策定の趣旨等

- ・職業能力開発促進法第7条第1項により、国の職業能力開発基本計画に基づき、都道府県は、当該区域内の職業能力の開発に関する基本となるべき計画の策定に努めるものと規定。
- ・道の第9次計画が平成27年度で終了となったことから、職業能力開発をめぐる環境及び経済・雇用情勢の変化や、国が平成28年4月に策定した第10次職業能力開発基本計画の内容などを踏まえ、第10次計画を策定。
- ・第9次計画からの主な変更点としては、現在の人手不足の環境を踏まえた労働市場におけるミスマッチの低減や全員参加型社会の実現などに向け、職業能力開発施策を効果的に展開することを目的に次の3項目を新たに設定。
  - (1) 職業能力開発の方向性を明確にした「5年後の目指す姿」
  - (2) 施策の実施目標毎の推進管理のための「指標」
  - (3) 施策毎に達成状況を的確に把握するための「計画推進の考え方」

### 2 計画の概要

#### 第1部 総説

##### 1 計画のねらい

- ・働く者一人ひとりの職業生活の安定と社会的な評価の向上を目指し、
    - (1)「産業界や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進」
    - (2)「全員参加型社会の実現に向け、雇用のセーフティネットとしての機能を含むきめ細かい職業能力開発の推進」
    - (3)「個人に合わせたキャリア形成の推進」
    - (4)「技能の継承・振興」
- の4項目について、今後取り組む基本的施策の方向性を示す。

##### 2 計画の期間

- ・平成28年度から平成32年度までの5年間

#### 第2部 職業能力開発を取り巻く環境

##### 1 職業能力開発を取り巻く現状

- ・生産年齢人口・労働力人口が減少、一部業種で人材確保に支障、就業率は総じて全国より低い 等
- ・企業における教育訓練費の割合は低下傾向、非正規労働者は能力開発の機会に乏しい 等

##### 2 職業能力開発における主な課題

- (1)力強い地域経済の実現に向けた人材の育成
- (2)全員参加型社会の実現に向けた職業能力開発の推進
- (3)個人や企業によるキャリア形成の促進

#### 第3部 職業能力開発の方向性

- ・職業能力開発の方向性を明確にするため、新たに「5年後の目指す姿」を示すとともに、職業能力開発施策の実施目標を明確化したほか、施策の実施目標毎の進捗状況を管理するための指標を設定。

##### 1 5年後の目指す姿

- (1)力強い地域経済を実現できるために、強みのある分野、人材不足分野において、優れた産業人材が育成・確保されている。
- (2)働くことを希望する人が道内で活躍するために、経済・雇用情勢の変動に伴って、適切な職業能力開発の機会が確保されている。

## 2 施策の実施目標

- (1) 産業界や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進
- (2) 全員参加型社会の実現に向け、雇用のセーフティネットとしての機能を含むきめの細かい職業能力開発の推進
- (3) 個人に合わせたキャリア形成の推進
- (4) 技能の継承・振興

### 指標

内 容	現 状 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
高等技術専門学院（施設内訓練）修了生の就職率	96.2%	100.0%
公共職業訓練（委託訓練）の修了者における就職率	73.8%	77.0%
能力開発セミナー（在職者向け研修会）受講者の満足度	94.9%	97.0%
道が実施する技能検定の合格者数	2,547名	2,700名

## 第4部 職業能力開発の基本的施策

### 1 産業界や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

- (1) 本道に強みのある分野における人材育成の推進
- (2) 高度技術者等の誘致による職業能力底上げの促進
- (3) 人手不足分野における人材育成の推進
- (4) 生産性の向上に向けた職業訓練等の実施
- (5) 産業人材としての外国人留学生など外国人材の活用

### 3 個人に合わせたキャリア形成の推進

- (1) 在学中におけるキャリア教育の推進
- (2) 労働者の主体的なキャリア形成の支援
- (3) 企業などにおける人材育成の強化

### 4 技能の継承・振興

- (1) 若者のものづくり、技能への理解促進
- (2) 技能尊重機運の醸成と熟練技能の継承

### 2 全員参加型社会の実現に向け、雇用のセーフティネットとしての機能を含むきめの細かい職業能力開発の推進

- (1) 女性の活躍推進に向けた職業能力開発
- (2) 若年者（ニート、離職防止含む）に対する職業能力開発
- (3) 中高年齢者・高齢者に対する職業能力開発
- (4) 障がい者に対する職業能力開発
- (5) 非正規雇用労働者に対する職業能力開発
- (6) 季節労働者に対する職業能力開発
- (7) 雇用情勢に対応した（雇用のセーフティネットとしての）職業能力開発

## 第5部 計画の推進

### 1 計画の推進体制

- ・民間の活力を最大限に活用するとともに、民間において実施が困難な分野等については、公共部門自らが主体的に実施することにより、適切な役割分担のもと取組を推進。

### 2 関係機関等との連携

- ・国等の関係機関や民間教育訓練機関などとの連携により、効果的・効率的に取組を推進。

### 3 計画推進の考え方

- ・第4部に記載した基本的施策について短期的や中長期的といった視点を持ち、施策毎の達成状況を的確に把握。

### 4 計画の推進管理

- ・施策の実績把握や事業の点検評価を行うほか、北海道雇用創出基本計画及び同推進計画と連携した推進管理を実施。